立教大学新聞
発行所
豊島区池袋三丁目
立教大学新聞学会
振替東京 70852
電話(983)0111(代)内線97
発行人　野口定男
毎月十五日発行

BOOKS & RECORDS
芳林堂
池袋西口住友銀行となり
TEL(971)四〇八〇・八〇二五

「大学の自治を守る会」準備会
経・教授会を中心に発足
委員に田中、山本(秀)両教授

大学管理制度に関する問題が急激に政治的色彩をもったものとしてクローズ・アップされたが、各大学においても大学の自治をおかすものとして教職員組合を中心に改正反対の動めが強まっている。

立教大学においては経済学部教授会が中心になり「大学の自治を守る会」準備会を結成、反対運動を起こしているが、他学部でも理学部を初めとして盛り上がりをみせている。本学の準備会では「国民に対する訴え」文を中心に、署名運動を通じてこの運動を全般的なものにしようとする動きが活発になっているが、これは立教上のことを理由に署名を拒否した松下綾長、江川法学部長などを除いて本学名誉教授、各学部長、各学部教授など五〇名余りの教職員が署名している。

一方各大学の「大学の自治を守る会」ではさらに百二十種の教育会館で集会をもち大十数カ校の代表三百名の教授が集まり、中教審の大学管理制度改定の原案に対して反対の意を表するとともに、それにからむ旧制大学の格上げ問題、文学部の改組問題、教養学部新設への動きに対し今後の対策が話された。この会では世話役に教育大の家永三郎教授、護長に本学の田中正義経済学部教授が選出され羽仁五郎氏の講演にひき続き各大学の実情報告がなされた。

各大学では教職員組合が中心になり反対運動を支援しているが、この点は本学の場合と反対で教授会中心の形も職員からの遊離を導かぬよう留意することが望まれた。

十一月に全国の世話会が催されることになっているが今後の共闘の方針が出されるものと思われ注目されている。

なお本学では十九日学内で「大学を守る会」準備会の研究集会をもち今後の方針を話すことになっている。この準備会の委員には田中教授と山本秀雄経済学部教授があたっている。

国民の皆さんに対する訴え
□□□ 大学の自治を守る会 □□□

わが国の大学管理制度を改変しようとする政府の意図には、極めて根強いものがあります。すでに一九四九年、国会に上程された大学管理法案は、幸にして何れも民主勢の力によって、その改悪を阻止することができましたが、昨今、着々として進められている国立大学管理制度の動きは、今や非常に重大な段階に立ちいたったと考えられます。

わたくしたちは、政治権力の介入が、決して単なる管理手続改変の問題ではなく、それに名を借りて大学の自治を根本的に破壊しようとする政治的意図に根ざすものであると考えます。現行の国立大学の制度の中に、検討を要するものがないとはいえません。しかしそれらは、大学の自主的な民主的努力によって改善さるべきものであって、政治権力によってその改変が行われるべきものではありません。

権力に対し、大学の自治を守るということは、先輩の残した、最も新しい伝統であります。また、大学の自治は学問の発展と言論思想の自由を保障し、大学が国民の期待に答えうるための不可欠の前提であります。

わたくしたちは、現在行われようとしている国立大学管理制度の改変が、この理想に逆し大学自治を脅し、学問研究の自由を圧迫するものと深く憂慮します。もしこの事態が進行するならば、これは単に国立大学の問題のみに止まらず、たちに当然公私立大学の運営にも波及し、また各研究所の管理にも影響するでしょう。

それがかりでなく、権力による大学自治への干渉が小中高の民主教育にも重大な影響を与えることはあきらかであります。

学問の自由と大学の自治への干渉、さらに教育の権力統制が、つねに戦争準備としてなされたことを忘れることはできません。わたくしたちは、この誤れる政変の意図を、三度阻止したい と固く決意し、この問題の重大性を国民の皆さんに訴えます。

一九六二年七月六日

総長「渡航許可証」を拒否
「平和友好祭」参加の弥永さんに

来る七日二十八日から月末日までヘルシンキで開催される「第八回世界青年学生平和友好祭」に本学社会学部二年の弥永茂さんが参加する。（既報本紙二百号）

七月二十日の出発に先だち、弥永さんは「渡航許可証」の発行を松下本学総長に要請した。しかしこれにたいし、松下総長は「ヘルシンキ平和友好祭は政治的色彩（左翼的）をもつ集会であるから」という理由でそれを拒否したなにぶん平和友好祭参加の日本代表が約二百名もの多数であるために、外務省は一人でも多く参加者を減らそうとしている。その時に「渡航許可証」があると有利になるというものだから、渡航にたいしての必要不可欠な書類ではない。しかし総長が「政治的色彩をもつ集会」という理由で発行を拒否したということは、それが必要不可欠な書類ではないという事実をはなれて、われわれが見のがすことのできない重要な問題を含んでいる。

七月二十日の第八回フェスティバルは政治的見解、心情、人種や国籍にかかわらず、それに参加をのぞむすべての人々に解放されていることを、再確認しました。第八回フェスティバルはさまざまな見解と青年活動のあらゆる分野に於ける、異った経験を表現する自由で平和な集会であります。

この一節からも容易に理解されるように、この集会は平和を望む世界中のあらゆる青年団体にたいしての参加を呼びかけており、けして総長の言のように政治的なものではない。仮りにこの集会がある特定の政治団体に属する者たちだけに参加が許されるものであったとしても、思想の自由は憲法に保証されており、その故をもって総長が渡航許可証の発行を拒否する正当な理由とはなりえないはずである。

そのうえ、総長が平和友好祭を、「政治的色彩をもつ集会」と断定した根拠がきわめて不明瞭である六月二十七日の問題について、級委員会が総長と会見したが「なぜ総長は平和友好祭を政治的色彩をもつ集会と断定するのか」という質問にたいして「世間一般にそういわれているから」というきわめてあいまいなものであった。

昨年秋、就職部問題が起ったとき学校側は学生の追求に答えて就職部の機構革新を約束した。そして事実、本年度になってその約束は果されたようである。しかしまだこのような問題がおこったことから、これら二つの問題の根がけっして異ったところにあるのではなく、そのうえ第三、第四の同類事件がおこる危険が多分に依然としてこの友好祭は政治的色彩をもつものであろうか。第八回世界青年平和友好祭に際して、準備委員会の発表したアッピールの中には次のような一節がある。

大学管理制度改革
説論　共闘体制の確立を急げ

争点のない選挙といわれた参院選は周知の如き結果に終った。大学は夏期休暇を迎え、学園は再び静寂に帰った。とかく現実の流れに巻込まれそうなかかる時点において、我々が当面している諸問題を明確にするとともに、六月、級委員会執行部が提出した本年度活動一般方針案を検討することは、これからの活動にとって、何等かの礎になりうるだろう。

四・二六闘争によって、その端を発した本年度学生戦線は、内部的諸事情があったとはいえ、まったく断片的行動しか組織しえず現在に到ってしまった。しかし国内・外の諸情勢は我々に一刻の猶余もゆるさなく進展している。アメリカの核実験は依然強行されているし、参院選で七七近い議席を獲得した政府・自民党は改憲へのさまざまな活動を顕著にしている。

特に、「大学は革命に利用されている。大学の管理を再検討すべきである」と述べたいわゆる"池田発言"によって、大学管理制度改革の本質を明らかにし、その改悪を阻止し、かつ真の「大学の自治」、「学問の自由」を確立する直接の役割はどうしても我々学生と大学研究者が負わなければならない。

これら緊迫した諸課題を前に、去る六月十八日の級委員会総会で採択された本年度活動一般方針はまったく無内容なものであり、ここからは級委員会の創造的な姿勢をうかがうことはできない。すなわち国内・国際情勢の分析の内容は過去何度となく云いふるされていたことであり、常識の域を脱していない。これは単に形式的なその場しのきのものとしてうけ取ることができないのである。よってこのようになおざりな情勢分析からは我々の当面している課題がでてこようはずがない。さらに学生運動の指導者であり、組織者であるべき執行部にとって、より本質的な問題である学生運動論の展開がぜんぜんなされていないのは決定的な欠陥であろう。

以上のような意味で今度出された一般方針は、今後一年間の全活動を規定づけるに足るようなものでは決してなく、級委員会執行部の無責任な態度を責めるとともに、その任期はおおむね三年以上としかつ再任を妨げないことと定めるのが適当である。

四、教授会　現行の制度ではその職務権限、構成、設置、学部長との関係が明確でない。次のように改革すべきである。①職務権限＝現在の教授会は大学によって本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育、指導および学業評価、学部長、教員の選考、学位、称号に関する事項について審議するものとすべきである。②構成＝現在は各大学によって区々だが、教授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、とくに必要ある場合に限り評議会に諮って助教授または専任講師を加えることができるものとする。ただし学部長、教員の選考に関することについては、教授のみが審議するものとすべきである。③設置＝教授会は学部に設置する。ただし学部の規程が大きく構成が複雑であったり、学部が地域的に分散している場合は、代議員会を置くことができるよう特例を設ける必要がある。

教員の身分取扱および待遇

一、教員の身分取扱　①選考、任命＝現在一部の大学では教員の選考の範囲がややもすれば閉鎖的になりがちでその昇任が安易に行なわれているなど適切を欠く場合もある。教員の選考の責任者としての学長、および任命の責任者としての学長、および任命の責任者としての文部大臣の権限はほとんど形式的なものになっている。教員の選考はまず学部長が教員の資格審査に従い、教員選考委員を設けるなどの方法で教員適格者を選び教授会に諮って候補者を学長に推薦する。学長は学部長から推薦のあった候補につき学部長の場合に準じて慎重に選考し、その結果文部大臣に申出、文部大臣が任命する。学部長が適格者を選ぶには公募などで広く人材を求め、慎重を期するものとする。ただし学長は学部長から推薦のあった教員候補者を著しく不適当と認めた時は、学部長の場合に準じて学部に対し再選出を求めるようにすべきである。教員について任期制度または再審制度を設けることを検討する必要があろう。②不利益処分の事前調査＝現在の事前審査制度は発議者が不明確で、同様な不利益処分の問題でも大学によって不均衡が生れる。そこで評議会での事前審査の発議者は、学長であることを明確にし、学長が発議しなかった場合、または評議会の措置が著しく不適当な場合には、文部大臣は中央の機関に諮り、学長の発議または評議会の再審査を求めるようにすべきである。

高等教育機関の管理運営と大学自治

高等教育機関の規模が拡大し、社会制度としての性格が強く打出されてくるにつれて、その管理運営も新しい事態に適応しうるものでなければならなくなった。また高等教育機関の管理運営には、社会制度として課せられた国際社会の要請を考慮すべきである。そのさい、いわゆる大学の自治、管理運営上の自主性について特に留意する必要がある。

大学の自治は実質的には（イ）教員人事（ロ）学内施設の管理学生の指導（ハ）財政の面に現われる。教員人事における自主性は大学の自治の基本的な要素であるとともに当面の課題である学部水準以上の教育機関の管理運営の主要部分と表裏の関係にある。

現在大学の多くは構成が複雑化しその管理運営が適切に行なわれないと、本来の使命達成に支障を生じるばかりでなく、大学の自治の実体を保つことも困難となる。以上の趣旨によって大学における管理機関、教員の身分取扱等については以下の方途が講ぜられるべきである。

大学院大学はその目的、性格に即し以下にのべる趣旨にそって適正な措置を講ずべきである。

この方途は国立大学について検討されたものだが、公立、私立の大学管理運営も教育機関として国立の大学と共通の面があるので、公私立の大学にも通ずるものに関しては、その趣旨にそって検討することが望ましい。

学内管理機関

現在の学内管理体制は必ずしも分明でない。基本体系としては全学の総括的な最高の責任者を学長、学部の責任者を学部長とし、評議会は全学の、教授会は学部の重要事項を審議する機関とする。

一、学長　①職務権限＝大学の管理運営の最高の責任者は学長である。②選考、任命＝大学がその使命を達成するには、選考任命が適正に行なわれなければならないのは当然である。評議会で複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて学内で投票を行ない、その結果に基づいて評議会が学長候補者を決め学長がこれを文部大臣に申出る文部大臣はそれについて任命するものとする。投票者は教授とする。学長適格者の選定、投票等に関する手続きは制定することとする。③任期＝四年を基準とし、再任を妨げないことを定めるのが適当である。④学長補佐機関＝大学の管理運営上全学的な教育研究計画の樹立推進など重要な部門学長を補佐するため必要な学には、たとえば、副学長のような補佐機関を設けるべきである。この場合、副学長は原則として教授のうちから選挙するものとする。また大学院大学長を設置するとする。

二、評議会　①職務権限＝評議会は学則、学部規則などの制定、改廃、学内予算の方針、厚生の厚生指導の方策など大学運営上の重要事項を審議する機関とすべきである。なお教員の不利益処分に関する事前審査を行なうほか、従来評議会の職務権限とされていた学長の不利益処分に関する事前審査をあわせて行なうものとすべきである。②構成＝評議会は議長として学長、各学部長、各学部の教授若干名、およびその他の重要な部局の長をもって構成するものとする。

三、学部長　①職務権限＝学部は大学の教育機関研究の上からも基本的な構成要素であり、その機能と責任を明確にする必要がある。学部長が学部の責任者であることを明らかにし大学の務を果しうるようにすべきである。学部長は学部の執行責任者、教授会の主宰者であるとともに、評議員として大学の重要事項の審議に参与する。さらに大学の管理運営について学長と密接に協力するようにすべきである。②選考、任期＝学部長については教授会が適格者を選定、学部長はこれを学長に推薦する。学長はこれを審査し選考、文部大臣に申出る。学長は学部長から推薦のあった者を著しく不適当と認めた時は評議会に諮って学部に再選出を求めるようにすべきである。任期は四年の職員にかんがみ、ある程度の期間を必要とするが、他学部は教授併任の職であることを考慮し、その任期はおおむね三年以上としかつ再任を妨げないことと定めるのが適当である。

四、教授会　現行の制度ではその職務権限、構成、設置、学部長との関係が明確でない。次のように改革すべきである。①職務権限＝現在の教授会は大学によって本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育、指導および学業評価、学部長、教員の選考、学位、称号に関する事項について審議するものとすべきである。②構成＝現在は各大学によって区々だが、教授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、とくに必要ある場合に限り評議会に諮って助教授または専任講師を加えることができるものとする。ただし学部長、教員の選考に関することについては、教授のみが審議するものとすべきである。③設置＝教授会は学部に設置する。ただし学部の規程が大きく構成が複雑であったり、学部が地域的に分散している場合は、代議員会を置くことができるよう特例を設ける必要がある。

教員の身分取扱および待遇

一、教員の身分取扱　①選考、任命＝現在一部の大学では教員の選考の範囲がややもすれば閉鎖的になりがちでその昇任が安易に行なわれているなど適切を欠く場合もある。教員の選考の責任者としての学長、および任命の責任者としての文部大臣の権限はほとんど形式的なものになっている。教員の選考はまず学部長が教員の資格審査に従い、教員選考委員を設けるなどの方法で教員適格者を選び教授会に諮って候補者を学長に推薦する。学長は学部長から推薦のあった候補につき学部長の場合に準じて慎重に選考し、その結果文部大臣に申出、文部大臣が任命する。学部長が適格者を選ぶには公募などで広く人材を求め、慎重を期するものとする。ただし学長は学部長から推薦のあった教員候補者を著しく不適当と認めた時は、学部長の場合に準じて学部に対し再選出を求めるようにすべきである。教員について任期制度または再審制度を設けることを検討する必要があろう。②不利益処分の事前調査＝現在の事前審査制度は発議者が不明確で、同様な不利益処分の問題でも大学によって不均衡が生れる。そこで評議会での事前審査の発議者は、学長であることを明確にし、学長が発議しなかった場合、または評議会の措置が著しく不適当な場合には、文部大臣は中央の機関に諮り、学長の発議または評議会の再審査を求めるようにすべきである。学長、学部長の不利益処分に関しては、学長、学部長の不利益処分は、同趣旨で扱うべきである。

二、教員の待遇　大学の教員の給与は、可程度の資格能力を必要とする他の職種の給与の実態、諸外国の高等教育機関の教員機関の教員の処遇、戦前のわが国の状況を考慮して、相当の水準に引き上げると共に、給与体系をその職務に即するようにいっそう整備する必要がある。大学院大学の教員については特別の措置を講ずるべきである。給与改善と関連して研究費の増額が必要である。

その他

中央の機関　新たに中央の機関は高等教育機関の計画的設置に関する事項について審議するとともに大学における教育研究に関する基本的方策について審議するものとする。また文部大臣が大学から申出のあった学長、学部長または教員の候補者を著しく不適当と認めた場合は、この機関にはかって大学に再選考を求め得るものとする。なおこの機関は文部大臣の要請に応じて学長、教員の不利益処分に関し大学に対し措置を求めることについての審査を行なうものとする。この機関については「大学の財政」についての審議を行なうさいにさらに検討すべきものがあると思われ、そのさいこの機関に期待される機能の全体を明らかにするとともに、機能に即した委員の構成、任期などにつき慎重に配慮する必要がある。

大学管理制度改定の背景
教育の中央集権化

五月二十五日、池田首相が参院選区の第一声で「大学管理制度の改革」を打ち出して以来、これが今までの文教政策に輪をかけて、大学管理制度改革の本質を明らかにし、その改悪を阻止し、かつ真の「大学の自治」、「学問の自由」を確立する直接の役割はどうしても我々学生と大学研究者が負わなければならない。

これら緊迫した諸課題を前に、去る六月十八日の級委員会総会で採択された本年度活動一般方針はまったく無内容なものであり、ここからは級委員会の創造的な姿勢をうかがうことはできない。すなわち国内・国際情勢の分析の内容は過去何度となく云いふるされていたことであり、常識の域を脱していない。これは単に形式的なその場しのきのものとしてうけ取ることができないのである。よってこのようになおざりな情勢分析からは我々の当面している課題がでてこようはずがない。さらに学生運動の指導者であり、組織者であるべき執行部にとって、より本質的な問題である学生運動論の展開がぜんぜんなされていないのは決定的な欠陥であろう。

以上のような意味で今度出された一般方針は、今後一年間の全活動を規定づけるに足るようなものでは決してなく、級委員会執行部の無責任な態度を責めるとともに、その任期はおおむね三年以上としかつ再任を妨げないことと定めるのが適当である。

四、教授会　現行の制度ではその職務権限、構成、設置、学部長との関係が明確でない。次のように改革すべきである。①職務権限＝現在の教授会は大学によって本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育、指導および学業評価、学部長、教員の選考、学位、称号に関する事項について審議するものとすべきである。②構成＝現在は各大学によって区々だが、教授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、とくに必要ある場合に限り評議会に諮って助教授または専任講師を加えることができるものとする。ただし学部長、教員の選考に関することについては、教授のみが審議するものとすべきである。③設置＝教授会は学部に設置する。ただし学部の規程が大きく構成が複雑であったり、学部が地域的に分散している場合は、代議員会を置くことができるよう特例を設ける必要がある。

教員の身分取扱および待遇

一、教員の身分取扱　①選考、任命＝現在一部の大学では教員の選考の範囲がややもすれば閉鎖的になりがちでその昇任が安易に行なわれているなど適切を欠く場合もある。教員の選考の責任者としての学長、および任命の責任者としての文部大臣の権限はほとんど形式的なものになっている。教員の選考はまず学部長が教員の資格審査に従い、教員選考委員を設けるなどの方法で教員適格者を選び教授会に諮って候補者を学長に推薦する。学長は学部長から推薦のあった候補につき学部長の場合に準じて慎重に選考し、その結果文部大臣に申出、文部大臣が任命する。学部長が適格者を選ぶには公募などで広く人材を求め、慎重を期するものとする。ただし学長は学部長から推薦のあった教員候補者を著しく不適当と認めた時は、学部長の場合に準じて学部に対し再選出を求めるようにすべきである。教員について任期制度または再審制度を設けることを検討する必要があろう。②不利益処分の事前調査＝現在の事前審査制度は発議者が不明確で、同様な不利益処分の問題でも大学によって不均衡が生れる。そこで評議会での事前審査の発議者は、学長であることを明確にし、学長が発議しなかった場合、または評議会の措置が著しく不適当な場合には、文部大臣は中央の機関に諮り、学長の発議または評議会の再審査を求めるようにすべきである。学長、学部長の不利益処分に関しては、学長、学部長の不利益処分は、同趣旨で扱うべきである。

二、教員の待遇　大学の教員の給与は、可程度の資格能力を必要とする他の職種の給与の実態、諸外国の高等教育機関の教員機関の教員の処遇、戦前のわが国の状況を考慮して、相当の水準に引き上げると共に、給与体系をその職務に即するようにいっそう整備する必要がある。大学院大学の教員については特別の措置を講ずるべきである。給与改善と関連して研究費の増額が必要である。

その他

中央の機関　新たに中央の機関は高等教育機関の計画的設置に関する事項について審議するとともに大学における教育研究に関する基本的方策について審議するものとする。また文部大臣が大学から申出のあった学長、学部長または教員の候補者を著しく不適当と認めた場合は、この機関にはかって大学に再選考を求め得るものとする。なおこの機関は文部大臣の要請に応じて学長、教員の不利益処分に関し大学に対し措置を求めることについての審査を行なうものとする。この機関については「大学の財政」についての審議を行なうさいにさらに検討すべきものがあると思われ、そのさいこの機関に期待される機能の全体を明らかにするとともに、機能に即した委員の構成、任期などにつき慎重に配慮する必要がある。

反動の波は私学にも
国庫補助を足がゝりとして

一方日本学術会議は五月二十五日、池田首相にあて「大学管理制度の改革について」と題し次のような提案を行なった。内容は、

一、教授会は大学自治の基本的な機関であり教授会が管理運営に関する重要事項についての議決機関であることを明示する。

一、評議会は全学的に統一的処理を必要とする事項に関する議決機関。

一、学長選挙は大学が自主的に定める方法で行なうべき投票者の範囲を画一的に規制するべきでない。

一、評議員は教授会の議にもとずき学長が選考。

と述べ大学制度の改善は学内の自申と大学自治の精神がおびやかされることのないよう慎重を期すべきと強く要望し現在の教授会の権限を法の改正によって制限すべきとしている。

日本学術会議の報告書は内容からすれば中教審原案、国立大学協会の中間報告に比べて一番建設的なものであるが改定の意図が政治色濃いまま現在改定することはやはり異論が、多々あると思われる。

大学管理制度問題というあげられた真の意図は「大学は大学人だけのものでないから政治の場で論議して悪いと云うことはないという発想から大学を自由な真理探求の場所から自治政府の方針に従順に協力する人間の養成所に変えようとするところにある」と云う反論にもみられるが、これは国民で養われている大学に口をはさむことがなんで悪いかと云う表面的な理由で、国立大学をはじめとして次に公私立大学への手渡を考えていることは明らかである。即ち

一学長＝学部長＝教授会の強力な体制を形ずくり文相の権限を著しく拡大し教授会の権限を制限すること、中央の機関（事実上は文部大臣の諮問機関）なるものを通じ文相に任命権が与えられているので勝手に学長をはじめとする人事を選ぶことができることであり、これはまさに大学の自治、教育への干渉にほかならない。教授が学長の推薦により文相が任命すると云うことは何よりも大学の運営において大きな力となり大学の自治の支えとなる教授会に非常な打撃になる問題である

立教にみる憲法意識

「戦争放棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思うのであります。」（野坂参三にたいする吉田茂答弁、昭和二一年六月二八日、衆議院本会議）……「その後憲法第九条の解釈について、自衛のためには軍隊を持ってもいいと云う論に国論がなったと思っております」（鳩山一郎、衆議院内閣委員会、昭和三〇年六月一六日）「国を守るのは正当な権利である自衛権を有し国防軍を持てるよう第九条をはっきり書き改めるべきだ」（植村甲午郎憲法調査会委員経団連副会長）「国民に防衛の義務があることを憲法に明記せよ」（木村篤太郎自民党参院議員共に最近の憲法調査会において）以上戦後十七年の執政者側の憲法観の推移である。――我々の間にがいてはどのような憲法観が大勢を占めているのだろうか。以下それをさぐってみた。（編集部）

改憲22％・護憲56％
やはり低い女性の関心

（一）支持政党は（一）表のごとく経・法・文学部は革新政党（特に社会党）支持者が圧倒的であり文・社・理・学部は自民党支持者が多く全学部を通じて自民党支持者が三〇％あったのは全学部の傾向であった。この結果はアンケートの形式が最初に「現憲法が日本にふさわしいか否か現憲法を改正すべきか否か」と大上段に問いかけるものであったので個人の憲法そのものに対する純粋な判断から、その解釈が種々流されているような現憲法にかんがみて、もっと明確なものにすべきだというような意味で「改正すべきだ」と記したと思われる者が相当いた。しかるにアンケートで以下現在問題となっている個々の問題点を提示されてみると、そこに改憲せんとする側と阻止せんとする側の意図がほぼ浮彫りにされている。それで最後の問（四二問）で今一度「あなたは改憲・護憲をめぐる次のどの意見に賛成ですか」に対して(4)「憲法完全実施を強く打出して、憲法をするべきだ」(5)「もっと民主的な憲法に改正したほうがよいが、いまの情勢では保守側のいう憲法改正を阻止すべきだ」(6)「もっと民主的な憲法にかえるべきだ」(7)「社会主義的な憲法にかえるべきだ」が合せて改憲論者全体の二〇％をしめているが表中の支持者が三七％であることを考え合せると革新政党支持者のなかにも現憲法に不満を抱いている者が相当いることが推察される。しかも猪突猛進・万難を排して今すぐ「より民主的な憲法」に改正しようとの意図を持つ者は少数であるとも推察されることと非常に小部分であると思われる。

（二）所得と支持政党との関係で結果はこれらの学部に学ぶ者の社会に対する意識の相違が生じさせたものであろう。

アンケート部数が少なかったため学年差は経済学部の三年対一年のケースしかみることができなかったが、一年より社会に対する立場が固められて来ていること、具体的に革新政党支持者が増加していることである。がしかし全体的傾向は一・三年共ほぼ同じであることから学年的差違はそう著しいものではないことが推定される。

「特別な支持政党なし」が三五％の多きをしめたが、しかしそれは後の具体的項目の答から推して、一般市民を対象としたときのように無智・無意識からのものではない。

男女差を観るために文学部を史学科（男）英文科（女）とに分けてみたのであるが英文科は回収率が最も低いに加えて、回収者全員が「支持政党なし」である。このことから相変らず女性の社会に対する関心が薄いことが推察される。

（三）所得と支持政党との関係で自立業者（中小製造業・商業・農業）には自民党支持が圧倒的に大であるということと、高額所得者でも大企業・経営者は革新（特に社会党）支持者が多いということである。

（三）憲法に対する最初の問「憲法改正論もかなり叫ばれていますが、あなたは賛成ですかそれとも反対ですか」の結果は（三）表の問に対しては、さきの支持政党の傾所で「なし」と記した者のなかで「わからない」と記した者はわずか一名ある（全体を通しても二名）このことからも無智・無意識の「支持政党なし」ではないことがわかる。

表（三）

	（立教）	（東大調査）
いまのまま……	56%	84 %
改正した方がよい……	22%	4.6%
いちがいに云えない……	18%	8.6%
その他……	4%	2.5%

政党その他 / 学部		自民	民社	社会	共産	なし	計（回収）	配布	回収率
経済	3年	2	2	11	3	6	20	42	48%
経済	1年	3	2	6	2	8	21	42	50
法	2年	2	2	5	0	9	18	44	41
文（英）	2年	0	0	0	0	3	3	22	14
文（史）	2年	4	0	2	0	1	7	14	50
社	2年	3	1	1	0	2	8	28	29
理	2年	3	1	0	0	1	5	8	63
計		17 (20%)	8 (9%)	25 (29%)	6 (7%)	30 (35%)	86	200	43

表（七）

(1)（A）(2)（B）(3)いちがいに云えない (4)その他

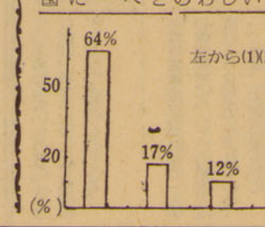

意識と行動に深い溝

(6)憲法第九条解釈、「(4)自衛のためという名目でも再軍備や戦争を禁じている、という説と(5)自衛のための軍備は禁じていないという説とがあります。あなたはどう思いますか」という問に対しては七表のごとく圧倒的多数が「自衛のための軍備・戦争も禁じている」という解釈を採っている。つまり現自衛隊は違憲であるという立場を取っているわけである。これは政府の高官達がその巧智をこぼって曲解をしようともう国民は、少なくとも若い世代をそう簡単にごまかすことはできないということを物語るものであろう。

それ故、自民党支持者の大多数の者が現在、自民党が行わんとしている改憲の方向に無批判に従っていく勢力では決してないことは明らかである。

個問「今の改憲法の大筋は主にアメリカが作ったと思いますか」では「主にアメリカ」と考える者が多数（四四％）をしめ、人々の間にくすぶるこの感情が改憲論の有力は根拠となっていることがうかがえる。「主に日本」一七％「いちがいに言えない」三一九％しかし全体の四〇％ほどの人が、わざわざ「作成過程云々も含めその問題なのだ」という意味のことを書き記していることは注目すべきことである。しかし、「憲法」とは一国民の実質的にも精神的にも中核なるべきものであり、一国であるが、彼らのうち再軍備賛成する者が一人もいなかったことは人間情に合った憲法とは、現政府が三九条・すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、二六条・義務教育はこれを無償とする。等々の憲法条文をあまりにも空文化しているためいや気がさし、もう少し政府でも実行できるような憲法を――という気持ちから思われるものが相当多かった。

興味深いのは、自民党支持者のうち四七％までが改憲に反対であり改憲支持者はわずか十八％という結果である。これからわかるように自民党支持者といってもそれは決してそのまま現自民党支持にはつながらない。

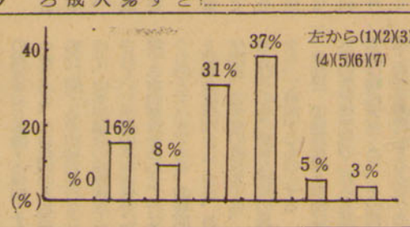

表（十）

(1)明治憲法の復活が必要 (2)もっと日本の国情に合った憲法に改正すべきだ (3)いまの条文が変らなければ良い (4)憲法完全実施を強くうちだし憲法を守るべきだ (5)もっと民主的な憲法に改正した方が良いが現状では保守側のいう改憲を阻止すべきだ (6)もっと民主的な改憲案を積極的にうちだすべきだ (7)社会主義的な憲法の制定が必要

天皇制是非・九条解釈
保守党支持者にもある軍備反対

次に二つ二つ具体的な項目についてあたってみよう

(四)「天皇制の将来はどうあるべきだと思いますか」

表（五）

(1)今の象徴天皇制のまま (2)もう少し実質的権限をもった天皇制 (3)廃止 (4)いちがいに言えない (5)その他

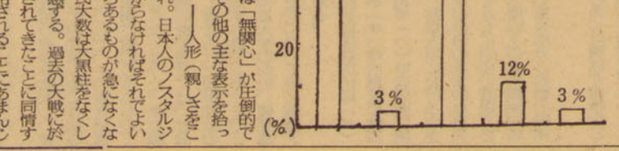

前の問（八問）と次の問（八問）と比較しながらみてみよう。六問目は言いきれない。というのは……政治の圧力だたいして涙を流すなど感傷的だなと思いますね。あまり情緒的ですよ〉といった無責任な言葉で現実に対処しているからだ。主人公〈ぼ〉や〈男〉がいくらニヒリスチックに政治を語ってもそれを裏づける部分が明瞭でないために、彼らの会話は単に生理的なものとなり説得力を欠いたものになってしまった。そしてそのことは作者が現実に目を向けているように見えながらも実はそれをすっかり放棄していることに依る。作者は手っとり早い隠れ蓑で現実から逃避を企てているのだ。

「友情の契約」（八十枚）。あまりにも艱苦は作品で閉口させられる。それは〈……青春の感傷いう。しかしそれから良いとは言いきれない。というのは〈……政治の圧力だたいして涙を流すなど感傷的だなと思いますね。あまり情緒的ですよ〉といった無責任な言葉で現実に対処しているからだ。主人公〈ぼ〉や〈男〉がいくらニヒリスチックに政治を語ってもそれを裏づける部分が明瞭でないために、彼らの会話は単に生理的なものとなり説得力を欠いたものになってしまった。そしてそのことは作者が現実に目を向けているように見えながらも実はそれをすっかり放棄していることに依る。作者は手っとり早い隠れ蓑で現実から逃避を企てているのだ。

「夜」（光晋広子）。燃焼されていないナマの言葉がこの詩を弱いものにしている。作者は自然にたいして〈実に、おまえ自身も無価値の存在であった！〉と結びついて、孤独に落ちいるのだった〉というような表現に依るばかりではなく、友情、恋愛というテーマの追求が二面的で、作者が力めば力むほど、横滑りしてきこちないものとなっているからだ。作者はくいとえぐられた傷口を真剣に見つめようとはせずに、くだらない嘆くことに依って解消し、安心している。

詩は全部で七編。〈慎重なる選考の結果〉（編集後記）にしてはまことに密度の薄い、貧弱な作品群である。

「影の踊り」（桐川宏）。作者は〈遥かに遠ざけた精神の光〉〈二人だけの月〉〈あざやかな成熟〉と結びつけ